

Ⅳ．総合考察

本研究の目的は、発達障害のある児童生徒が指導を受けている「場」を明らかにするとともに、指導の中核となる通級指導教室の設置や、指導・支援等に関して把握することである。また、市町村の状況により発達障害のある児童生徒が受けている指導・支援の取組に違いがあるかどうかについて明らかにすることも目的としている。

これらの結果を踏まえ、発達障害のある児童生徒の指導・支援に取り組んでいる市町村の実態を明らかにし、インクルーシブ教育システム構築を視野に入れて、今後の指導・支援の在り方について一つの方向性を示すことを目的とする。ここでは、本研究で実施した全ての調査結果を通し、以下に示す4つの項目について考察する。

1. 発達障害のある児童生徒の指導の場としての通級指導教室

本研究で実施した全国実態調査の結果、「発達障害のある」児童生徒のうち、通常の学級に在籍し通級による指導を受けている児童は13.4%、生徒は6.2%であった。これは同調査結果における「発達障害のある」児童生徒数の2割に満たない数であり、多くの児童生徒が通級による指導を受けていないという状況が浮き彫りとなった。一方で、市町村教育委員会が「発達障害のある」児童生徒の通級による指導の課題の第一位として最も多く挙げていたのが「必要とする児童生徒に見合う通級指導教室の新設及び増設」であり、多くの市町村で通級指導教室の設置が十分でないと考えられている状況が明らかとなった。これらのことを考え合わせると、全国的に通級指導教室の設置は十分とは言えない状況にあり、指導を必要としている児童生徒数に見合う教室の設置が急務であると考えられる。

また、通級指導教室の増設と共に重要なことは、担当者の養成と実態把握や指導・支援についての知識と実践を伴った専門性の担保である。調査結果からも、非常に多くの市町村が、「担当する教員の専門性の確保と養成・配置」を重要な課題として挙げており、専門性を担保するためにも研修の機会が定期的な確保できるように整備されることが必要である。人口規模が小さな市町村で単独の研修を設定することが難しい場合には、訪問調査の結果に示されたように、OJTによる日常の実践的な研修、特別支援学校のセンター的機能を活用した研修や関係機関と連携した研修会の実施等の、市町村の状況に合わせた工夫が大切である。

2. 通常の学級における発達障害のある児童生徒の指導・支援

全国実態調査の結果、「発達障害のある」児童生徒のうち、通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない児童は48.4%、生徒は49.0%であった。発達障害のある児童生徒のほとんどが通常の学級に在籍していることから、学級担任による指導の工夫や配慮は日常的に行われているものと考え、本調査の選択項目に挙げなかった。そのため、多くの市町村が「支援員の活用」や「TT等、複数教員による指導」を通級による指導を受けていない児童生徒に対して行っていると回答

したことが考えられる。

一方で、発達障害のある児童生徒の指導全般の課題として、市町村教育委員会が最も重要と捉えた項目は、「すべての教員の指導力向上」であった。これは、「発達障害のある」児童生徒が通常の学級で学んでいるという現状を考えると当然の課題ともいえる。通常の学級の担任を含むすべての教員が、児童生徒の状態に応じて適切に指導できる力を身に付けることが大切であり、そのためには校内における理解啓発等の研修会の実施、相談や情報交換のしやすい職員集団づくりなどを通し、学校全体の指導力向上に取り組む必要がある。また、支援員やTTを活用するにも、どのようにチームを組めば効果的に支援ができるかを考えるための知識や経験が必要である。そのためにも、より一層すべての教員の指導力向上が期待される。

3. 通級による指導の効果的な運用

通級指導教室の適正数の設置、担当者の養成・配置は急務であり、解決に向けた取組が重要であるが、それと同時に、現在の状況の中で活用できる様々な資源の活用について、関係者が共に検討し、工夫することも大切である。

今回の電話及び電子メール調査、訪問調査では多くの工夫された取組が報告された。既に設置されている通級指導教室の担当者が行う「巡回による指導」は、児童生徒が在籍する学校で指導を受けられるメリットと共に、在籍する通常の学級の担任との密な連携や、在籍校職員への理解啓発の促進など多くのメリットが報告されている。もちろん、「巡回による指導の実施」は、担当者の負担が増えることにつながるため、負担の軽減策についても検討されるべきである。今回の報告では、開始・終了の基準を明確にする、対象児童生徒の人数や終了年限を決める、担当者の指導時数の制限をする、「巡回による指導」を校務分掌に位置づける等の負担軽減の工夫があった。また、このような工夫の実施については、担当者が籍を置く学校のみでなく、行政と連動した対応が行われていた。

また、市町村における支援の中核として活動するためには、市町村に1校1担当者というような単独配置ではなく、複数の教室あるいは担当者を設置、配置することでより機動力のある体制（チーム）を作ることができることもわかった。今回の訪問調査でも、担当者同士の頻回で定期的な研修会や担当者による支援チームづくりなど参考となる工夫された取組が報告されている。

さらに、いくつかの市町においては、校内資源としての特別支援学級の弾力的運用により、校内に個別指導の場を設けていた。この取組は、恒常的なものではなく特別支援学級に在籍する児童生徒の状況によって変わるものではあるが、校内資源の有効活用という意味では、参考になるものであろう。ただし、この取組は単純に学校の自助努力だけで成立させることは難しく、取組の背景に、特別支援教育担当の指導主事や通級指導教室担当者等による巡回相談等、取組を支える関係者間の連携・協働が重要であると考えられる。

4. 発達障害のある児童生徒の指導・支援を支えるシステム

ここまで述べてきたように、発達障害のある児童生徒への適切な指導や必要な支援を行うためには、それを支えるシステムが必要である。特別支援教育担当の指導主事の配置は、支援システ

ム構築の要となるものであり、訪問調査においては、複数の市町村で特別支援教育担当の指導主事と通級指導教室担当者が核となり、支援チームを構成している例が報告されていた。

一方、特別支援教育担当の指導主事の配置がない人口規模の小さな市町村においては、作業療法士やスクールカウンセラー等の専門職と通級指導教室担当者がチームを組んでシステムを構築している例もあった。指導主事が配置されることは支援の充実において重要であるが、現在の各市町村の状況の中で活用できる資源について、関係者間で見直し、工夫し、活用していくことも重要と思われる。また、このような多職種による支援チームは、通級指導教室担当者にとって多様な視点や新たな知識を得る絶好の機会であり、専門性向上においても大きな意味を持つと考える。

今回の全国実態調査を通して、発達障害のある児童生徒の支援に関わる人員配置や予算措置など体制の基盤整備において、人口規模が大きく影響することがわかった。しかしながら、人口の少ない市町村に課題があり、システムの整備された人口の多い市町村には課題がないという訳ではなく、多くの市町村がそれぞれの課題解決の方法を模索している状況を知ることができた。例えば、人口の少ない市町村では、福祉や療育との横の連携を活用するなど、フットワークの軽さを活かした取組が展開されていた。また、中都市以上の規模では、複数の通級指導教室担当者がチームを組み、指導主事や専門機関と連携して機動力のある体制を構築し、工夫された取組を行っていた。

平成 28 年 4 月より障害者差別解消法が施行されることとなり、学校においてはインクルーシブ教育システム構築に向けさらに特別支援教育の充実が求められる。「合理的配慮」や「基礎的環境整備」に取り組むためには、発達障害についてすべての教員の理解が必要であり、適切な指導が求められる。また、児童生徒に適切な学びの場を提供するためには、通級指導教室の拡充も期待される。それぞれの市町村の規模や特徴を生かしつつも、さらなる取組を展開していくことが重要だと考える。